８　ダイオキシン類の状況

１　目　的

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 26 条第１項の規定に基づき、環境中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、同法第 34 条第１項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条第１項及び第２項の規定に基づき、ダイオキシン類の排出状況を把握するため、事業場への立入検査を実施しました。

特別措置法第 27 条第３項及び第 28 条第４項の規定に基づき、測定結果、特定施設の設置者が実施した排出ガス等の自主測定結果及び「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく最終処分場設置者による放流水等の自主測定結果を公表します。

２　測定期間　：　令和６年４月～令和７年３月

３　特別措置法に基づく測定結果

⑴　環境中の測定結果

①　一般環境大気

１地点（定点）で測定した結果、0.007pg-TEQ/m^3（年平均値）であり、いずれも環境基準値（以下「基準値」という。）を下回りました。

表－１　一般環境大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m^3）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	平字揚土地内（平第一小学校）	第１回	７月 10 日～７月 17 日	0.0067	0.007	0.6 以下
		第２回	12 月９日～12 月 16 日	0.0068		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

②　公共用水域（河川･海域）の水質･底質

（ア）河川の水質・底質

ａ　河川の水質

６地点（定点）で測定した結果、0.13～0.65pg-TEQ/L（年平均値）の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－２　河川水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	第１回	５月 21 日	0.52	0.52	１以下
2	夏井川（六十枚橋）	第１回	６月５日	0.28	0.23	
		第２回	11 月 12 日	0.18		

3	夏井川（山下谷橋）	第１回	６月５日	0.12	0.13	
		第２回	11 月 12 日	0.13		
4	藤原川（みなと大橋）	第１回	５月 21 日	0.30	0.30	
5	鮫川　（鮫川橋）	第１回	５月 21 日	0.17	0.17	
6	蛭田川（蛭田橋）	第１回	５月 21 日	0.65	0.65	

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

ｂ　河川の底質

６地点（定点）で測定した結果、0.24～0.78pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－３　河川底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	大久川（蔭磯橋）	５月 21 日	0.24	150 以下
2	夏井川（六十枚橋）	６月５日	0.24	
3	夏井川（山下谷橋）	11 月 12 日	0.30	
		６月５日	0.24	
4	藤原川（みなと大橋）	11 月 12 日	0.78	
5	鮫川　（鮫川橋）	５月 21 日	0.69	
6	蛭田川（蛭田橋）	５月 21 日	0.65	

（イ）海域の水質・底質

ａ　海域の水質

３地点（定点）で測定した結果、0.036～0.090pg-TEQ/L の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－４　海域水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖約 1,500m 付近	７月 19 日	0.090	１以下
2	小名浜港四号埠頭先		0.055	
3	鮫川沖南約 2,000m 付近		0.036	

ｂ　海域の底質

３地点（定点）で測定した結果、0.12～4.4pg-TEQ/g の範囲となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－５　海域底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川沖約 1,500m 付近	7 月 19 日	0.12	150 以下
2	小名浜港四号埠頭先		4.4	
3	鮫川沖南約 2,000m 付近		0.76	

③　地下水

市内を約 10km 四方のメッシュに 12 区分したうちの３区分（３地点）で測定した結果、0.032～0.035pg-TEQ/L となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－６　地下水測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	好間町小谷作地内	6 月 11 日	0.032	1 以下
2	三和町下三坂地内		0.035	
3	三和町下市萱地内		0.032	

④　一般環境土壌

市内の２地点で測定した結果、0.0091 及び 0.057pg-TEQ/g となり、すべての地点で基準値を下回りました。

表－７　一般環境土壌測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	常磐湯本町地内	7 月 10 日	0.0091	1,000 以下
2	小名浜中原地内		0.057	

⑵　立入検査による測定結果

①　排出ガス

立入検査対象 18 事業場のうち、検査した１事業場１施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.0000003ng-TEQ/m^3N であり、排出基準値未満でした。

表－８　立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m^3N）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	㈱ケミクレア小名浜工場 （焼却炉）	9 月 27 日	0.0000003	5

（注）特別措置法に基づく排出ガスの立入検査対象は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

② 排出水

立入検査対象 10 事業場のうち、検査した１事業場の排出水中のダイオキシン類濃度は、0.15pg-TEQ/L であり、排出基準値を下回りました。

表－９　立入検査（排出水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	日本製紙勿来クリーンセンター㈱ （廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設）	9 月 19 日	0.15	10

（注）　特別措置法に基づく排出水の立入検査対象は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

⑶ 設置者による測定結果

特別措置法に規定する特定施設について、令和７年３月 31 日までに測定し、報告のあった測定結果の概要は次のとおりです。（詳細は別添「ダイオキシン類測定結果個表」のとおり。）

① 排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.000000039～3.7ng-TEQ/m3N の範囲となり、測定を実施したすべての事業場で排出基準値を下回りました。

表－10　設置者による測定状況（排出ガス）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数(A)	測定報告煙突数(B)	測定未報告口数	測定実施率(B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉	17	24	20	20	0	100%	0
その他の施設	2	6	6	6	0	100%	0
合　計	19（18）	30	26	26	0	100%	0

（注）1　１つの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。

2　測定対象煙突数は、稼働実績のある施設と接続された煙突で、ダイオキシン類に係る排出ガスの測定を実施すべき煙突の数です。（対象施設から現在稼働実績の無い施設等を除外しています。）

3　排出ガスの基準については、別添資料-2 の「大気排出基準」を参照してください。

4　各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-33）を参照してください。

② 排出水

対象事業場からの排出水中のダイオキシン類濃度は、0.00014～0.46pg-TEQ/L の範囲となり、すべての事業場で排出基準値を下回りました。

表－11　設置者による測定状況（排出水）

施設区分	対　象 事業場数	対　象 施設数	測定対象 排出口数 (A)	測定報告 排出口数 (B)	測　定 未報告 口　数	測　定 実施率 (B/A)	基　準 不適合 口　数
廃棄物焼却炉の 廃ガス処理施設	8	23	8	8	0	100%	0
その他の施設	5	20	5	5	0	100%	0
合　　計	13（10）	43	13(10)	13(10)	0	100%	0

（注）1　ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合は、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業場を除いた数を示しています。
2　測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排出水の測定を実施すべき排出口の数です。また、区分の異なる施設の排水口はそれぞれに計上していますが、合計のカッコ内では、重複している排出口を除いた数を示しています。（稼働実績のない事業場がある場合には、除外しています。）
3　排出水の基準は、別添資料-2 の「水質排出基準」を参照してください。
4　各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p34）を参照してください。

③　廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処分方法を判定する基準

対象施設からのばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～0.89ng-TEQ/g の範囲となり、測定を実施したすべての事業場で排出基準値を下回りました。

表－12　設置者による測定状況（ばいじん等：廃棄物焼却炉）

施設区分	対　　象 事業場数 (A)	測定報告 事業場数 (B)	測定未報告 事業場数	測定実施率 (B/A)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	13	13	0	100%	0

（注）1　施設の構造上、ばいじん等が排出されない３事業場及び現在稼働実績のない１事業場については、除外しています。
2　ばいじん等の基準は、別添資料-2 の「廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準」を参照してください。
3　各事業場の測定結果は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-32）を参照してください。

4　廃棄物処理法に基づく測定結果

(1)　立入検査による測定結果

①　廃棄物焼却炉の排出ガス

対象 10 事業場のうち、立入検査した４事業場４施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.00000012～0.92ng-TEQ/m^3N の範囲となり、全ての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－13　立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m^3N）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	荒川化学工業㈱	廃液焼却炉	7月 31 日	0.00000012	10 以下
2	いわき大王製紙㈱	4 号焼却炉 （自社）	7月 17 日	0.0047	0.1 以下

3	㈱トラスト環境	焼却炉	10 月 29 日	0.92	5 以下
4	日本製紙㈱	4号ボイラー （自社）	9月4日	0.0050	0.1 以下

（注）立入検査対象事業場は、ダイオキシン類測定結果個表（p30-32）を参照してください。

② 廃棄物最終処分場の放流水

立入検査した３事業場３施設（一般廃棄物最終処分場１施設及び管理型産業廃棄物最終処分場２施設）の放流水中のダイオキシン類濃度は、0.00014～0.0012pg-TEQ/L の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－14　立入検査（放流水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	事業場	対象施設	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの森	一般廃棄物処分場	9月 11 日	0.00014	10 以下
2	三山クリーン㈱	兎沢・大端処分場		0.0012	
3	ひめゆり総業㈱	町田・平太郎処分場		0.00014	

⑵ 設置者による測定結果

① 一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

市の施設である一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類濃度は、放流水が 0.0000087～0.00010pg-TEQ/L、地下水が 0.018～0.70pg-TEQ/L の範囲内となり、維持管理基準値を下回りました。

表－15　一般廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	最終処分場名		測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの丘	放 流 水	9 月 11 日	0.000063	放流水：10 以下 地下水： 1 以下
		地下水（上流）	9 月 11 日	0.70	
		地下水（下流）	9 月 11 日	0.057	
2	クリンピーの森	放 流 水	4 月 24 日	0.000051	
			6 月 12 日	0.0000087	
			8 月 22 日	0.000014	
			10 月 16 日	0.000026	
			12 月 11 日	0.00010	
			2 月 12 日	0.000018	
		地下水（上流）	9 月 10 日	0.047	
		地下水（下流）	9 月 10 日	0.018	

（注）1　放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 1 月 14 日総理府・厚生省令第２号）」に基づく維持管理基準値です。

2　地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示）」に基づく環境基準値です。

②　産業廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

対象 12 処分場におけるダイオキシン類濃度は、放流水が 0～0.00038pg-TEQ/L、地下水が 0.031～0.70pg-TEQ/L の範囲内で、すべての施設で維持管理基準を満たしました。

表－16　産業廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

No.	最終処分場名			測定結果	測定月日	維持管理基準値
1・2	ひめゆり総業㈱ 町田処分場 平太郎処分場	放流水	既存	0	10 月 22 日	放流水：10 以下 地下水：１以下
			新設	0		
		地下水	上流	0.095		
			下流	0.19		
3・4	三山クリーン㈱ 兎沢地内 大端地内	放流水		0.000018	１月 21 日	
		地下水	上流	0.037		
			下流	0.042		
5	三山クリーン㈱ 湯ノ岳地内	放流水		0	１月 21 日	
		地下水	上流	0.034		
			下流	0.42		
6	㈱クレハ　桜町処分場	地下水	上流	0.23	６月 25 日 ９月９日 ９月 26 日	
			下流	0.70		
7	㈱クレハ　広町処分場	放流水		0	６月 24 日	
		地下水	上流	0.33	６月 24 日 ９月 17 日	
			下流	0.058		
8・9	堺化学工業㈱ 旧内郷処分場 新内郷処分場	放流水		0	７月 17 日	
		地下水	下流	0.057		
10	堺化学工業㈱渡辺処分場	放流水		0	７月 30 日	
		地下水	上流	0.069		
			下流	0.063		
11	常磐共同火力㈱添野処分場	放流水		0.00030	12 月 16 日	
		地下水	上流	0.031		
			下流	0.033		
12	(一財)福島県いわき処分場保全センター	放流水		0.00038	11 月 20 日	
		地下水	深井戸	0.032		
			A・B	0.035		
			C	0.032		
		浸出液	A・B・C	0.00075		

（注）1　放流水の基準値は、「特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年１月 14 日総理府・厚生省令第２号）」に基づく維持管理基準値です。

2　地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示）」に基づく環境基準値です。
3　複数の施設の放流水が同一排水口から放流される処分場については、施設区分の中央に測定結果を記載しました。
4　同一地点で複数回測定がされている場合、平均値を記載しました。
5　浸出液の測定は、地下水にダイオキシン類の影響を及ぼさないことを確認するために実施したものであり、浸出液に規制基準はありません。

５　今後の対応

今後ともすべての規制対象事業場に対して、適正使用及び維持管理等の徹底に係る監視・指導を継続していきます。